

佐賀県在宅人工呼吸器使用者等非常用電源整備費給付事業
(命の72時間事業) 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人工呼吸器等を使用している障害者・児、児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病患者（以下「障害者等」という。）のうち在宅で生活する者又は入院中の者で在宅に移行する見込みがあると医師が認める者に対し、非常用電源整備に係る用具の購入費（ただし、国又は地方公共団体の負担による購入費の給付が行われていない用具に限る。以下「用具費」という。）を一部給付することにより、災害時等非常時の生命の安全保障を図り、その福祉の増進に資することを目的として実施する佐賀県在宅人工呼吸器使用者等非常用電源整備費給付事業（命の72時間事業）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、佐賀県とする。

(対象用具・給付対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表の種目欄に掲げるものとする。

2 給付の対象となる者は、県内に住所を有する障害者等で、在宅で生活する者又は入院中の者で在宅に移行する見込みがあると医師が認める者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証における人工呼吸器等装着認定（人工呼吸器の使用に限る。）を受けている者のうち、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする者
- (2) 身体障害等により非常用電源の必要性が前号の人工呼吸器等装着認定者に相当すると医師から判断された者のうち、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする者
- (3) 気管切開により、生命維持のため医療機器を日常的に使用しており、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする者

(用具費の給付)

第4条 用具費の給付額は、別表に定める給付基準額と現に当該用具の購入に要した

費用を比較して、少ないほうの額とする。

(給付の申請)

第5条 給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐賀県命の72時間事業給付申請書（様式第1号の1。以下「申請書」という。）を、原則として当該申請者の居住地を所管する保健福祉事務所長（以下「保健福祉事務所長」という。）を経由して知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 障害者等が県内に居住していることが確認できる書類
- (2) 用具取扱業者が作成した見積書
- (3) 用具の概要を明らかにする書類（仕様書等）
- (4) 第3条第2項に該当することが確認できる書類（様式第1号の2）

3 申請者は、用具費の給付を受けた日が属する年度内であり、別表の給付基準額に掲げる金額に達していない場合は、再び用具費の給付申請ができるものとする。

4 次条に規定する佐賀県命の72時間事業給付決定通知書（様式第2号）に記載する給付決定日から6年が経過する日以降に、再び用具費の給付申請ができるものとする。この申請においても前三項の規定に基づき行うものとする。

(給付の決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する給付の申請があったときは、速やかに、給付の適否を決定し、佐賀県命の72時間事業給付決定通知書（様式第2号）又は佐賀県命の72時間事業給付却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、保健福祉事務所長にも別途その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により給付することを決定したときは、申請者に対し、佐賀県命の72時間事業給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 知事は、障害者等について、第1項の規定による給付の決定をしたときは、当該障害者等の居住する市町に対し、給付内容等の情報提供を行うものとする。

(申請内容の変更)

第7条 給付の決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、給付の決定を受けた後に当初の申請内容に変更が生じた場合、佐賀県命の72時間事業給付変更申請書（様式第7号）を、保健福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(用具費の請求)

第8条 受給者は、給付券の交付を受けた後、速やかに用具を購入し、次の各号の書類を添え、保健福祉事務所長を經由して知事に用具費の請求をするものとする。

- (1) 給付券
- (2) 用具の購入に係る領収書
- (3) 用具の納品書
- (4) 佐賀県命の72時間事業用具費請求書(様式第5号)

2 知事は、前項の請求について、内容を審査した上で不備がない場合は、請求書を受け取った日から30日以内に、給付券に記載された給付決定額を受給者に支払うものとする。

(用具費の代理受領請求)

第9条 前条の規定にかかわらず、受給者と用具取扱業者との間で用具費の請求及び受領に係る委任がなされているときは、用具取扱業者が受給者に代わって用具費の請求及び受領を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、受給者に代わって用具費の請求及び受領を行う用具取扱業者は、用具の納品の際に、当該受給者が署名した給付券及び委任状の引渡しを受けるものとする。

3 前項の用具取扱業者が用具費を請求するときは、引渡しを受けた給付券及び委任状を添付して知事に請求するものとする。

4 知事は、前項の請求について、内容を審査した上で不備がない場合は、請求書を受け取った日から30日以内に、給付券に記載された給付決定額を用具取扱業者に支払うものとする。

(用具の管理)

第10条 受給者は、当該用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(用具費の返還)

第11条 知事は、受給者が前項の規定に違反したとき、給付決定内容と異なる用具を購入し用具費の給付を受けたとき又は偽りその他の不正行為によって用具費の給付を受けたときは、当該受給者に対して用具費の給付を受けた額の全部又は一部

を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第12条 知事及び保健福祉事務所長は、用具費給付事務の執行状況を明らかにするため、佐賀県命の72時間事業用具費給付申請受付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

種目	性能	給付基準額
人工呼吸器等用自家発電機、蓄電池、外部バッテリー等	人工呼吸器等に接続することで、その機器の稼働が可能な電力を供給できるもの ただし、以下のものを除く ・関連する消耗品、部品や周辺機器単体 ・主な目的が電力供給でないもの(車両等)	200,000円 (ただし、同一年度内に本事業による給付を受けている場合は、給付基準額から既給付額を除いた額)